

西宮市放課後施策実施体制検討会設置要綱

(設置)

第1条 西宮市において実施する放課後児童健全育成事業（児童福祉法の規定による）及び放課後キッズルーム事業（社会教育法の規定による）について、より一体的で効果的な運営を図るための実施体制の検討を行うことを目的として、西宮市放課後施策実施体制検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 放課後施策の実施体制に関する事項
- (2) 実施体制の検討に伴い必要となる事項

(委員)

第3条 検討会の委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(運営)

第4条 検討会に会長及び副会長を置き、会長は政策局長を、副会長はこども支援局長及び藤井教育次長をもって充てる。

- 2 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 検討会は、会長が招集し、その会議の議長となる。
- 5 検討会において必要があると認めるときは、委員以外の者に検討会への出席を求め、意見等を聴くことができる。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は、政策局政策総括室政策推進課に置く。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年8月8日から実施する。

付 則

この要綱は、令和5年4月14日から実施する。

付 則

この要綱は、令和6年5月10日から実施する。

別表（第3条関係）

政策局長

こども支援局長

藤井教育次長

政策局参与（児童政策等担当）

総務総括室長

子育て支援部長

学校支援部長

政策推進課担当課長（政策局総括担当）

育成センター課長

地域学校協働課担当課長（放課後事業）